

経営事項審査申請の手引（令和7年10月以降申請分）

令和7年10月
島根県土木部土木総務課
（建設産業対策室）

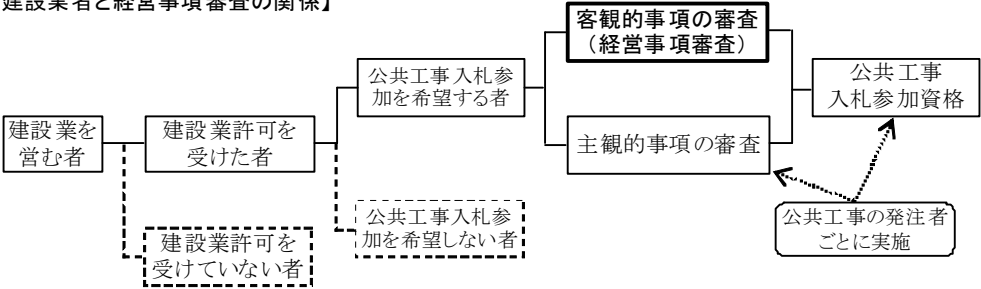
（凡例） 朱書部分が変更等のあった箇所です。

1. 経営事項審査とは

経営事項審査とは、公共工事（国、都道府県、市町村及び公共法人等が発注する建設工事）を発注者から直接請け負おうとする建設業者が、必ず受けなければならない審査です。

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。（建設業法第27条の23第1項）

【建設業者と経営事項審査の関係】



この審査には、建設業者の経営状況を評価する経営状況分析（Y点）と経営規模、技術的能力、その他の客観的事項を評価する経営規模等評価（XZW点）があります。

総合評定値（P点）とは、経営状況分析（Y点）の結果と経営規模等評価（XZW点）の結果により算出した各項目を総合的に評価するものです。

なお、建設業許可を受けていない業種は、経営事項審査を受けることはできません。

〔審査項目の内訳〕

項目区分			審査項目	評点幅（点）	ウェイト
経営状況分析	経営状況	Y	純支払利息比率	1, 595 ～ 0	0.20
			負債回転期間		
			総資本売上総利益率		
			売上高経常利益率		
			自己資本対固定資産比率		
			自己資本比率		
			営業キャッシュフロー		
			利益剰余金		
経営規模等評価	経営規模	X1	完成工事高（業種別）	2, 309 ～ 397	0.25
		X2	自己資本額	2, 280	0.15
			利益額（利払前税引前償却前利益）	～ 454	
	技術力	Z	技術職員数（業種別）	2, 441	0.25
			元請完成工事高（業種別）	～ 456	

	その他の 審査項目 (社会性等)	W	建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	2, 1 0 9 ～▲1, 9 9 5	0. 1 5
建設業の営業継続の状況					
防災活動への貢献の状況					
法令遵守の状況					
建設業の経理の状況					
研究開発の状況					
建設機械の保有状況					
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況					
総合評定値		P	0.25X ₁ +0.15X ₂ +0.20Y+0.25Z+0.15W ※ 上記のWは W点項目ごとの合計点数×係数1900/200	2, 1 6 5 ～ ▲1 8	—

〔経営事項審査結果の有効期間〕

経営事項審査は、建設業者の事業年度終了日（決算日）を「審査基準日」として審査します。

経営事項審査の結果は、建設業者の審査基準日から1年7月後の日まで有効です。

法第27条の23第1項の建設業者は、同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない。（建設業法施行規則第18条の2）

※「経営事項審査を受けていなければならない」とは、結果の通知を受けて発注者にこれを提示できる状況になければならないことを意味します。

したがって、建設業者が公共工事を発注者から直接請け負うことができる期間（請負契約を締結できる期間）は、経営事項審査の結果通知書が発行された日をもって始まり、審査基準日から1年7月後の日をもって終わりとなります。

このため、毎年公共工事を発注者から直接請け負おうする建設業者は、有効期間が切れ目なく継続するよう、毎年の決算後、速やかに手続きを行い、経営事項審査の結果通知を受けておく必要があります。

2. 経営事項審査の手続き

経営事項審査を受けようとする建設業者は次の手順に従ってください。

- ☐ 1. 経営事項審査申請の申込をする。
- ☐ 2. 経営状況分析を申請する。
- ☐ 3-1. しまね電子申請システムにより手数料をオンラインで納付する場合（P.11の7（5）参照）は、申請内容画面を印刷する。
- ☐ 3-2. 島根県収入証紙により手数料を納付する場合（P.11の7（6）参照）は、証紙を任意の用紙に貼り付ける。
- ☐ 4. 経営事項審査申請書一式を3-1又は3-2とともに郵送する。

【電子申請の場合】

- ☐ 1. 経営事項審査申請の申込をする。
- ☐ 2. 経営状況分析を申請する。
- ☐ 3-1. しまね電子申請システムにより手数料をオンラインで納付する場合は、申請内容画面をPDF化する。
- ☐ 3-2. 島根県収入証紙により手数料を納付する場合は、証紙を任意の用紙に貼り付ける。
- ☐ 4. 建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）よりオンライン申請する。
 - 3-1の場合は、作成したPDFファイルを「その他添付ファイル」欄に添付する。
 - 3-2の場合は、システムにより申請するとともに、合わせて申請手数料を郵送する。

経営事項審査を受ける手順を具体的に示すと次のようになります。

(1 2 月 3 1 日が決算日の建設業者の場合)

1 2 月末日	事業年度終了の日(決算日) … (=審査基準日)
↓	
4 月 1 日	
↓	①経営事項審査申請の申込をする… (⇒各県土整備事務所又は隠岐支庁県土整備局)
↓	②経営状況分析を申請する… (⇒登録経営状況分析機関)
4 月10日	
↓	③経営状況分析結果通知書が郵送される
4 月下旬	
↓	④申請書一式(関係資料)を郵送する… (⇒島根県庁土木総務課建設産業対策室)
↓	
5 月中旬	
↓	
5 月下旬	⑤書面審査(疑義ある時のみ連絡あり)
↓	
6 月下旬	⑥結果通知書が郵送される

※1 2 月審査分(7 月決算分)は④書類提出を1 2 月初旬とします。詳しい日程は島根県ホームページ(<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kensetsu/hou/shinsa/>)に掲載しますので、ご確認ください。

(1) 経営事項審査の申込

①申込の時期等

経営事項審査を受けようとする建設業者は、毎年事業年度が終了した日(決算日)から4ヵ月目の月の1日から10日(休日を除く。10日が閉庁日の場合は、次の最初の開庁日。)までに、本店所在地を管轄する県土整備事務所又は隠岐支庁県土整備局へ申込をしてください。

郵送で申し込む場合は、必ず10日(10日が閉庁日の場合は、次の最初の開庁日。)までに本店所在地を管轄する県土整備事務所又は隠岐支庁県土整備局へ届くよう送付してください。

なお、経営事項審査の申込は申請者が自発的にしなければなりませんので、行政庁の案内を待つことなく、下記〔申込時期の決算月別割当表〕に従い毎年定期的に申し込んでください。

また、特殊な事例(法人成、合併、決算期変更等)で審査を受ける場合は、申込書の特記事項に記入をお願いします。通常の場合とは提出書類、計算方法が異なる場合がありますので、ご不明な場合は事前に巻末の問い合わせ先までご連絡ください。

〔申込時期の決算月別割当表〕

申込者の決算月	申 込 受 付 期 間	申請者の決算日	申 込 受 付 時 期
1 月	同年 5 月 1日～10日	7 月	同年1 1 月 1日～10日
2 月	〃 6 月 〃	8 月	〃 1 2 月 〃
3 月	〃 7 月 〃	9 月	翌年 1 月 〃
4 月	〃 8 月 〃	1 0 月	〃 2 月 〃
5 月	〃 9 月 〃	1 1 月	〃 3 月 〃
6 月	〃 1 0 月 〃	1 2 月	〃 4 月 〃

※この表は一般的な割当表であり、申請者の都合で割当と異なる月に申込みすることもできますが、受付は毎月1日～10日(休日を除く。10日が閉庁日の場合は、次の最初の開庁日。)です。

②申込時に県土整備事務所又は隠岐支庁県土整備局へ提出する書類

○経営事項審査申込書

(2) 経営状況分析の申請

経営事項審査申請の申込と同時に、登録経営状況分析機関に対して、経営状況分析申請書及び関係書類を提出してください（経営状況分析の申請の時期及び方法、手数料等については各分析機関にお問い合わせください）。

分析終了後に郵送される「経営状況分析結果通知書」は申請書一式とともに島根県庁土木総務課建設産業対策室まで提出ください。

〔参考〕登録経営状況分析機関（国土交通省ホームページ参照）

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html

(3) 経営事項審査申請書一式の提出

経営事項審査の申し込みをした月の翌月の15日（休日を除く。15日が閉庁日の場合は、次の最初の閉庁日。）までに申請書類一式を島根県土木総務課建設産業対策室まで提出してください。（例：4月10日までに申し込みをした場合は5月15日まで）

申請書類は、「3. 提出書類等について」を確認し作成してください。内容について不明な点等があれば、巻末の問い合わせ先までご連絡ください。

※以下のサイトにおいて、申請書類の作成が可能なソフトが無料で利用できます。

なんでも経審 Plus (<https://www.ciic.or.jp/analysis/soft/keishinplus/>)

かんたん書類マネージャ (https://www.wise-pds.jp/support/download_system_ez.htm)

郵送する際は、必ず**15日**（15日が閉庁日の場合は、次の最初の閉庁日。）**までに**建設産業対策室に届くよう送付してください。

提出する月の15日までに申請書一式が届かない場合や書類に不備があり審査に間に合わない場合は、経営事項審査を翌月に持ち越すことがあります。

3. 提出書類等について

〔申請書：指定がないものは**写し不可**〕

□ 1. 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 (建設業法施行規則 別記様式第25号の14)	○正 1 部 + 副 2 部【 副本は写し可 】
□ 2. 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高 (同 別紙1)	
□ 3. 技術職員名簿 (同 別紙2)	
□ 4. その他の審査項目 (社会性等) (同 別紙3)	
□ 5. 手数料	※金額は手数料一覧表参照
□ 6. 経営状況分析結果通知書	○正 1 部 (証紙は 1 列ずつ貼付)
□ 7. 工事種類別完成工事高付表 【 該当する場合 】	様式「工事種類別完成工事高付表」 ※完成工事高及び元請完成工事高の業種間積上げを行う場合のみ…欄外参照
□ 8. 技術職員名簿に記載した職員のうち、 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者 (65歳以下の者に限る) ① 及び② 【 該当する場合 】	①様式「継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿」 ② (常時 10 人以上の労働者を使用する業者のみ) 継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則 【 写し可 】
□ 9. 監査の受審状況 ・会計監査人設置会社は① ・会計参与設置会社は② ・常勤の公認会計士等が確認する場合は③ 【 該当する場合 】	①有価証券報告書若しくは監査報告書 (監査証明書) (無限定適正意見又は限定付適正意見が付されているもの) 【 写し可 】 ②会計参与報告書 【 写し可 】 ③常勤の者のうち、公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに 1 級建設業経理事務士のいずれかに該当する者が、自ら署名を付した確認書 様式「経理処理の適正を確認した旨の書類」
□ 10. 建設機械の保有状況について 【 該当する場合 】	①建設機械の保有状況一覧表 ②建設機械のリース契約に関する誓約書 ※リース契約書で審査基準日より 1 年 7 ヶ月以上の使用期間が確認できない場合に提出 ただし、「自動更新付きリース契約」にあつては提出不要
□ 11. 外国子会社の経営実績 【 該当する場合 】	「外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値認定書」 ※事前に国土交通大臣に認定申請を行い、数値の認定を受ける必要があります

* 1～6については上表記載の部数、7～11については3部提出

〔確認資料：**写し**〕* 以下全ての書類は、1部提出

□ 12. 契約書又は注文書	工事経歴書に記載された工事に係るもの ・各業種について金額の大きいものから 3 件程度 ※ <u>工事名、工期、請負金額、発注者が確認できるもの</u>
□ 13. 直前決算の消費税の確定申告書	税務署に申告したもののうち、第 1 表
□ 14. 消費税納税証明書 (様式その 1)	納税額の記載があるもの

□ 1 5. 技術職員の資格合格証明書	技術職員名簿に記載した資格の合格証明書等の写し ※監理技術者補佐（1 級技師補）については、1 次試験の合格証及び主任技術者になることのできる資格の合格証 新規掲載者、有資格コードを変更した方のみ ○基幹技能士、監理技術者（1 6 参照）は毎回提出
□ 1 6. 監理技術者資格者証等	審査基準日に有効な監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し （1 級に相当する技術者に限る）
□ 1 7. 雇用保険 （技術職員名簿に記載した職員及び経 理資格保有者）	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ※役員除く
□ 1 8. 健康保険及び厚生年金保険 ①又は②の <u>いずれか</u> を提出 （技術職員名簿に記載した職員及び 経理資格保有者）	①健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は資格取得確認通知書（申請時で最新のもの） ②70 歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ ※保険者番号・記号はマスキングすること。 標準報酬月額をマスキングする場合は「円」を残すなど一部のみとすること。
雇用保険適用除外者でかつ①又は②の資料が提出できない技術職員名簿に記載した職員及び経理資格保有者のうち、後期高齢者医療制度対象者 ③又は④のいずれか 及び ⑤	③住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用） ＋住民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）（写） ④給与支払報告書（写）又は給与所得の源泉徴収票（写） ＋市町村が発行する所得証明書（申請時で最新のものの） ⑤賃金台帳又は出勤簿（審査基準日を含む以前 7 ヶ月分の状況が確認できるもの）
□ 1 9. 建設業退職金共済制度	建設業退職金共済事業本部又は都道府県支部が証明した加入・履行証明書
□ 2 0. 退職一時金制度又は企業年金制度 ①～⑤のいずれか	①自社退職金制度を導入している場合は、労働協約書又は就業規則 ②中小企業退職金共済事業本部と契約している場合は、加入証明書 ③特定退職金共済団体と契約締結している場合は、加入証明書又は共済契約書等 ④厚生年金基金制度については、厚生年金基金加入員標準給与決定通知書又は加入証明書 ⑤適格退職年金、確定拠出年金、確定給付企業年金制度は加入証明又は契約書の写し等
□ 2 1. 法定外労働災害補償制度 ①～⑤のいずれか	①（財）建設業福祉共済団 ②（社）全国建設業労災互助会 ③全国中小企業共済協同組合連合会 ④（社）全国労働保険事務組合連合会 ⑤保険会社との契約の場合は、下記要件が確認できる証券等 証明書等 ※次の要件をすべて満たすものしか認められません。 ・業務災害と通勤災害の両方を補償する ・直接使用の職員及び下請負人すべてを対象とする ・死亡及び労災保険の後遺障がい等級第 1 級から第 7 級までを補償する

□ 2 2. CPD単位取得数	・様式第 4 号 ・様式第 4 号に記載した技術者に係る常勤性を証明する書類（上記 1 8 と同じ） ・様式第 4 号に記載した技術者に係る検定若しくは試験の合格証その他の当該技術者が有する資格を証明する書面等 ・監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補が取得した CPD 単位数を証する書面等の写し (技術職員名簿に CPD 単位取得数を記載した技術職員についても必要)
□ 2 3. 技能レベル向上者数	・様式第 5 号 ・様式第 5 号に記載した技術者に係る常勤性を証明する書類（上記 1 8 と同じ。技術職員名簿、様式 4 号に添付した場合は不要） ・能力評価（レベル判定）結果通知書の写し ・審査基準日時点で稼働中の作業員名簿
□ 2 4. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 各えるばし認定を取得していることを証する書面	基準適合一般事業主認定通知書等都道府県労働局長から交付された書類
□ 2 5. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 各くるみん認定を取得していることを証する書面	基準適合一般事業主認定通知書等都道府県労働局長から交付された書類
□ 2 6. 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 ユースエール認定を取得していることを証する書面	基準適合事業主認定通知書等都道府県労働局長から交付された書類
□ 2 7. 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 必要な措置を実施した旨の誓約書	【審査基準日 令和 5 年 8 月 14 日以降の申請分から】 様式第 6 号 ※ 非該当の場合は提出不要
□ 2 8. 民事再生法・会社更生法の適用の有無 (平成 23 年 4 月 1 日以降の申立に係る 手続開始又は終結決定を受けた業者)	①手続開始の決定日が確認できる書類 ②手続終結の決定日が確認できる書類（官報広告の写し等）
□ 2 9. 防災協定の締結の有無 ①及び②	①国、地方公共団体等と締結している防災協定の写し ②（社団法人等の団体で締結している場合のみ） 当該団体に加入していることを証する書類等で、申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類
□ 3 0. 営業停止処分・指示処分の有無 (審査基準日の直前 1 年間に建設業法第 28 条の規定に基づく営業停止処分又は指示処分を受けた業者のみ)	①営業停止命令書 ②指示書

□ 3 1. 公認会計士等 又は 二級建設業経理事務士 (二級登録経理試験合格者)	審査基準日において有効な合格証書の写し、又は講習受講を証明する書類の写し ※講習対象者・講習受講の目安 (https://kssc-keiri.com/seminar_criterion.html)
□ 3 2. 研究開発費 (会計監査人設置会社に限る)	注記表 (建設業法施行規則 様式第 1 7 号の 2)
□ 3 3. 建設機械の保有状況 ① + ②、③のいずれか + ④、⑤、⑥のいずれか (該当の書類) + ⑦ ※②及び⑦の書類は、①に掲載した建設機械のうち前年度に掲載されている機械については提出不要	①建設機械の保有状況一覧表 ②売買契約書、割賦販売契約書 ③リース契約書 (審査基準日から将来に亘って 1 年 7 月以上の使用期間のあるもの) ④特定自主検査記録表 (一)、(二)、(三)、(四)、(七)、(八)、(九)の場合) ⑤製造時検査証・性能検査証 (六)の場合) ⑥自動車検査証・自動車検査記録事項 (五)の場合) ⑦対象となる建設機械であることが確認できる写真、 (形式・自重・パケット容量等が記載された) カタログ等 ※対象となる建設機械は次のいずれかに限る (一)ショベル系掘削機 (ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの) (二)ブルドーザー (自重が 3 トン以上のもの) (三)トラクターショベル (パケット容量が 0.4 立方メートル以上のもの) (四)モーターグレーダー (自重が 5 トン以上のもの) (五)ダンプ車 (土砂の運搬が可能なすべてのダンプ「ダンプ」「ダンプフルトレラ」「ダンプセミトレラ」) (六)移動式クレーン (つり上げ荷重 3 トン以上のもの) (七)高所作業車 (作業床の高さ 2m 以上) (八)固締め用機械 (ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラー) (九)解体用機械 (鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機) ※解体用機械はベースマシンの台数で加算
□ 3 4. エコアクション 2 1 の認証状況	(財) 持続性推進機構からエコアクション 2 1 に認証されていることを証明する書類 ※登録範囲に建設業が含まれていない場合、登録範囲が一部の支店等に限られている場合は対象外
□ 3 5. ISO 9001 の登録 ISO 14001 の登録	(財) 日本適合性認定協会 (JAB) 又は JAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証を証明する書類 (日本語版) ※登録範囲に建設業が含まれていない場合、登録範囲が一部の支店等に限られている場合は対象外
□ 3 6. 法人番号確認書類 ①又は②のいずれか	①法人番号を確認できる法人番号指定通知書の写し ②「国税庁法人番号公表サイト」において、申請者の法人番が表示された画面を印刷したもの ※一度経審で提示している場合不要

※前年に審査を受けていない場合は、次の書類は直前 2 年分又は 3 年分が必要です。

1 2. 契約書等又は注文書 1 3. 直前決算の消費税の確定申告書 1 4. 消費税納税証明書

※いずれの提示書類も審査基準日時点での内容を審査します。

※原則、上記の書類で確認しますが、これ以外でも別途資料の提出を求める場合があります。

■完成工事高及び元請完成工事高の業種間積上げ（加算）について

審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という。）である場合、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて、当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

なお、完成工事高の積上げを行う場合は、「工事種類別完成工事高付表」を提出してください。

（一式工事業の年間平均完成工事高に含めることができる専門工事の例）

積上げ先の一式工事	積上げ元の専門工事
土木一式工事	（土木工事業に関するものに限る） とび・土工・コンクリート、石、ほ装、しゅんせつ、水道施設、解体など
建築一式工事	（建築工事業に関するものに限る） 大工、左官、とび・土工・コンクリート、屋根、鋼構造物、鉄筋、ガラス、防水、内装仕上、建具、解体など

- ※ 積上げ元の専門工事は建設業の許可を受けていることが必要です。
- ※ 積上げを行った専門工事は経営事項審査を受けることができません。
- ※ 積上げの方法については、別紙留意点を参考にしてください。

■「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算について

技術者に必要とされる「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算については以下の通りとし、審査基準日から6ヶ月と1日前以前から恒常的な雇用関係のある技術者を評価対象とします。

- ① 審査基準日（決算日）の前日を起算日とする。
- ② 起算日の6ヶ月前の月の応当日の翌日を6ヶ月前とする。
ただし、応当日が存在しない場合には翌月の初日を6ヶ月前とする。
- ③ 6ヶ月前の前日を6ヶ月と1日前とする。

（例）

審査基準日（決算日）	起算日	6ヶ月前	6ヶ月と1日前
令和5年 3月31日	令和5年 3月30日	令和4年10月 1日	令和4年 9月30日
令和5年 5月31日	令和5年 5月30日	令和4年12月 1日	令和4年11月30日
令和5年 6月30日	令和5年 6月29日	令和4年12月30日	令和4年12月29日
令和5年 8月31日	令和5年 8月30日	令和5年 3月 1日	令和5年 2月28日
令和5年12月31日	令和5年12月30日	令和5年 7月 1日	令和5年 6月30日
令和5年 6月15日	令和5年 6月14日	令和4年12月15日	令和4年12月14日

〔手数料一覧表（平成16年3月改正）〕 （単位：円）

申請の種類 審査業種数	経営規模等評価 ＋総合評定値	経営規模等 評価申請	総合評定値 請求	申請の種類 審査業種数	経営規模等評価 ＋総合評定値	経営規模等 評価申請	総合評定値 請求
1業種	11,000	10,400	600	16業種	48,500	44,900	3,600
2業種	13,500	12,700	800	17業種	51,000	47,200	3,800
3業種	16,000	15,000	1,000	18業種	53,500	49,500	4,000
4業種	18,500	17,300	1,200	19業種	56,000	51,800	4,200
5業種	21,000	19,600	1,400	20業種	58,500	54,100	4,400
6業種	23,500	21,900	1,600	21業種	61,000	56,400	4,600
7業種	26,000	24,200	1,800	22業種	63,500	58,700	4,800
8業種	28,500	26,500	2,000	23業種	66,000	61,000	5,000
9業種	31,000	28,800	2,200	24業種	68,500	63,300	5,200
10業種	33,500	31,100	2,400	25業種	71,000	65,600	5,400
11業種	36,000	33,400	2,600	26業種	73,500	67,900	5,600
12業種	38,500	35,700	2,800	27業種	76,000	70,200	5,800
13業種	41,000	38,000	3,000	28業種	78,500	72,500	6,000
14業種	43,500	40,300	3,200	29業種	81,000	74,800	6,200
15業種	46,000	42,600	3,400				

※1列ずつ貼付してください。

4. 申請書用紙について

申請に必要な書類は、島根県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kensetsu/hou/shinsa/>

また、島根県庁の県政情報センター及び各合同庁舎にある県政情報コーナーでは、申請書等を有料でコピーすることができます。

5. 書面審査の実施

提出いただいた書類は土木総務課建設産業対策室で審査します。申請書類に不備があったり、記載した内容に誤りがあった場合などのご連絡いたしますので、申請書には連絡が取れる電話番号を記載してください。

6. 結果通知書の送付

提出書類に不備がなかった、または補正が完了したら結果通知書を郵送します。

結果通知書は、審査月の翌月末に発送する予定です。（1 2月審査分と3月審査分は、審査月の月末に発送予定です。）

審査月の翌月末を過ぎても届かない場合は、早急にご連絡下さい。

結果通知書は、再発行できません。国、県等の入札参加資格審査に際して必要なものですので、保管には十分留意してください。

なお、同時に郵送する申請書の副本も、次回の経営事項審査の際に必要です。あわせて保管しておいてください。

7. その他

（1）再審査の申し立てについて

行政（審査）庁側の誤り等により、結果通知書の内容が申請内容と異なる場合、結果通知書を受けた日から30日以内であれば、再審査の申し立てができます（登録経営状況分析機関が行った経営状況分析は含みません）。

ただし、申請者の記入漏れや記入誤り、申請時の書類不足による内容認否等、申請者の責任に帰するものについては、再審査の対象になりません。

（2）審査結果の公表について

結果通知書（写）は、島根県土木部土木総務課（知事許可業者分全て）及び各県土整備事務所又は隠岐支庁県土整備局（所管区域の知事許可業者分のみ）にて閲覧が可能です。

また、（財）建設業情報管理センターのホームページからも閲覧が可能です。

<http://www7.ciic.or.jp>

（3）虚偽申請の罰則規定及び行政処分について

経営事項審査申請書及び添付書類に虚偽の記載をして提出した者は、建設業法第28条の規定により監督処分の対象になります。

また、場合によっては同法第50条の規定により6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

(4) 電子申請について

経営事項審査を電子申請で行われる場合の方法等については、下記のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kensetsu/hou/shinsa/>

(5) オンライン納付について

オンライン納付の詳細は、下記のホームページをご覧ください。

https://www.pref.shimane.lg.jp/kensetsu_sangyo/shoushihaishi/

(6) 島根県収入証紙の使用について

- ・令和8年3月31日までに購入された収入証紙は、令和8年9月30日までは使用することが出来ますが、令和8年9月30日までに県へ書類が到着する必要があります。
- ・令和8年10月審査分からはオンライン納付をお願いします。

【お問い合わせ先】

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県土木部土木総務課 建設産業対策室

TEL : 0852-22-5185 FAX : 0852-22-5782

※大臣許可の方は中国地方整備局のHPを参照ください。

<http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/keishin/index.html>